平成 25 年８月 22 日

各　　位

会　社　名　株式会社三光マーケティングフーズ
本店所在地　東京都豊島区南池袋三丁目９番５号
サトミビル
代 表 者 名　代表取締役社長　平林　　実
（コード番号2762　東証二部）
問　合　先　常務取締役執行役員
経営管理本部長　長澤　成博
TEL　03-5985-5711（代表）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において、平成25年９月25日開催予定の第37期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場における利便性・流動性の向上に資するため、１株を100株に分割するとともに100株を１単元とする単元株制度を採用するものです。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

２．株式分割の概要

(1) 分割の内容

①分割する株式の種類　　普通株式

②分割比率　　１：100

平成25年12月31日（火）（当日は休日につき実質的には平成25年12月30日（月））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、１株につき100株の割合をもって分割いたします。

③分割により増加する株式数

平成25年12月31日（火）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

④株式分割前の発行済株式総数　　143,870株（平成25年６月30日現在）

⑤今回の分割により増加する株式数　14,243,130株
⑥株式分割後の発行済株式総数　　14,387,000株
⑦株式分割後の発行可能株式総数　43,072,000株
※なお、本件分割により株式の数に１に満たない端数は生じません。

(2)分割の日程

①基準日公告日	平成25年12月13日（金）
②基準日	平成25年12月31日（火）※実質的には平成25年12月30日（月）
③効力発生日	平成26年１月１日（水）
④新規記録日	平成26年１月１日（水）

３．単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2)新設の日程

効力発生日　　平成26年１月１日（水）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年12月26日（木）をもって東京証券取引所における売買単位も１株から100株に変更されます。

４．定款の一部変更

(1)変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第２項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年１月１日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。（以下①②）

また、これに伴い、平成25年９月25日開催予定の第37期定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします。（以下③④）

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものです。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第７条（単元株式数）を新設するものです。

③議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第８条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。

④その他、上記変更に伴う条数の繰り下げ、必要な規定及び文言の加除、修正等、所要の変更を行うものです。

(2)変更の内容

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ４３０，７２０株とする。	（※）（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 ４３，０７２，０００株とする。
（新設）	（※）（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（新設）	（単元未満株主についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及を募集新株予約権の割当を受ける権利
第７条～第４３条　（条文省略）	第９条～第４５条　（現行どおり）
（新設）	（附則） 第６条の変更、第７条および第８条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げは、平成26年１月１日から効力を発生するものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。

（※）第６条および第７条は本日付の取締役会において為された株式分割の決議に伴う定款変更の内容でございます。

(3)定款変更の日程

①取締役会による決議日　　平成25年８月22日（木）
②株主総会による決議予定日　平成25年９月25日（水）
③定款変更の効力発生日　　平成26年１月１日（水）

５．本件株式分割に伴う当社の株主優待制度の取扱について

当社は毎年12月末日、６月末日を基準として株主優待を実施いたしております。
この度の株式分割は平成25年12月31日を基準日とし、翌日を効力発生日と致しておりますので、３月に実施予定の株主優待につきましては、影響ありません。
また、平成26年６月30日以降の基準日による株主優待については、対象となる基準の株数をそれぞれ100倍して、従前と同様の優待の効果を維持する予定でございます。

６．今後の見通し

当該株式分割及び単元株制度の採用に伴う当社業績への影響は軽微であります。

以上